緑の環境をつくり育てる条例施行規則　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| 　（緑化協議の対象建築物） | 　（緑化協議の対象建築物） |
| 第２条　条例第９条第１項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が500平方メートル以上である建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する建築物並びに同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。）とする。 | 第２条　条例第９条第１項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が500平方メートル以上である建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する建築物並びに同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。以下この条において同じ。）又は金沢地先埋立地再開発用地において建築する建築物とする。 |
|  |  |
| （緑化協議の申出） | （緑化協議の申出） |
| 第３条　条例第９条第１項の規定による協議（以下「緑化協議」という。）をしようとする者は、緑化協議申出書（第１号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。 | 第３条　条例第９条第１項の規定による協議（以下「緑化協議」という。）をしようとする者は、緑化協議（変更）申出書（第１号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。次条第１項に規定する緑化協議結果通知書の交付後に、当該緑化協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。 |
| 　　　（第２項省略）３　第１項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第１項に規定する緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条の規定による同法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面（以下「緑化地域の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。４　第１項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の５第２項第１号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第29条の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面（以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 | 　　　（第２項省略）３　第１項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第１項に規定する緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条第１項の規定による同法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面（以下「緑化地域の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。４　第１項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の５第２項第１号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区）内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第29条第１項の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面（以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第１項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。 |
| （緑化協議取下届出書） | （緑化協議の取下げ及び取りやめの届出） |
| 第５条　緑化協議申出者は、緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするとき又は当該緑化協議の内容を変更するために当該緑化協議を取り下げようとするときは、あらかじめ、緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号）第15条第２項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。）第19条第２項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。 | 第５条　緑化協議申出者は、第３条第１項の規定による緑化協議の申出を取り下げようとするときは、緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号）第15条第１項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。）第19条第１項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。２　緑化協議申出者は、前条の規定により緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、あらかじめ、緑化協議取りやめ届出書（第４号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則第15条第２項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は地区計画条例施行規則第19条第２項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。 |
| （緑化完了届出書） | （緑化完了届出書） |
| 第６条　緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づく敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書（第４号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。 | 第６条　緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づく敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書（第５号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第７条第１項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第16項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。 |
| （第２項省略） | （第２項省略） |
|  |  |

現行

別表第１（第３条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |

改正後（案）

別表第１（第３条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

現行

別表第２（第６条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） |
| 緑化施設の写真 | 緑化施設の状況が分かる緑化施設の設置前及び工事完了後の写真 |

改正後（案）

別表第２（第６条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図 | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |